



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） ..... 1
- 民有保安林の指定（森林管理課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） ..... 2
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課） ..... 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） ..... 2
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 6

### 正 誤

- 令和3年11月30日付け公報定期第4988号中訂正 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第560号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 大宜味村地内（大保地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年11月29日から令和4年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第561号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 名護市字数久田数久田原161番・163番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、159番、162番、167番、169番から172番まで
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第562号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南64番（次の図に示す部分に限る。）、字旧東216番
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第563号**

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
宜野湾地区交通安全協会	宜野湾市大山七丁目2770番地7	宜野湾市大山七丁目2770番地7（宜野湾警察署内）	令和3年11月25日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和3年12月10日から令和4年4月11日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和3年11月1日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) タウンプラザかねひで名護市場 名護市東江五丁目6493番4ほか2筆
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役社長 知念三也
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役社長 知念三也、株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号新宿フロントタワー33階 代表取締役社長 城戸一弥、株式会社ツルハホールディングス 北海道札幌市東区北24条東二十丁目1番21 代表取締役社長執行役員 鶴羽順
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年7月1日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,460平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 73台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)

- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 5台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 65平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 28立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前8時、閉店時刻 翌日の午前1時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時から翌日の午前1時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和3年12月10日から令和4年4月11日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 白濱満明
- 3 届出年月日 令和3年11月4日
- 4 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称) ドン・キホーテ国際通り店  
変更後 ドン・キホーテ国際通り店
- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日
- (1) 4(1) 平成25年11月28日
- (2) 4(2) 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳、大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年12月10日から令和4年1月11日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年6月25日
- (2) 商号名 株式会社奥浜組
- (3) 代表者名 奥濱剛
- (4) 所在地 那覇市宇銘苅211番地1 ユーカリ那覇201号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第311号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月30日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年6月25日
- (2) 商号名 株式会社常進建設
- (3) 代表者名 德里隆行
- (4) 所在地 北谷町字桑江250番地北マンション103
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第13549号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年5月14日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年6月25日
- (2) 商号名 株式会社沖縄庭芸
- (3) 代表者名 渡嘉敷弘
- (4) 所在地 那覇市宇国場520番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-2）第3349号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年5月21日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年6月25日

- (2) 商号名 大城重機
  - (3) 代表者名 大城良博
  - (4) 所在地 浦添市前田一丁目2番5号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第11756号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年5月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年6月25日
- (2) 商号名 アプリシエイト
  - (3) 代表者名 玉城優子
  - (4) 所在地 うるま市字赤道297番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12335号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年6月25日
- (2) 商号名 浦西建創
  - (3) 代表者名 渡慶次勝則
  - (4) 所在地 浦添市西原二丁目21番3号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第10713号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年6月25日
- (2) 商号名 株式会社シンセイ
  - (3) 代表者名 當眞嗣生
  - (4) 所在地 宜野湾市大山七丁目4番6号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第11249号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年7月26日
- (2) 商号名 玉那覇工業
  - (3) 代表者名 玉那覇盛純
  - (4) 所在地 糸満市字大里1130番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13501号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
- (2) 商号名 前田建材
  - (3) 代表者名 石川信一
  - (4) 所在地 浦添市字前田522番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第5373号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月5日 沖縄県指令土第1266号、平成27年3月3日 沖縄県指令土第335号（変更）、平成28年3月28日 沖縄県指令土第277号（変更）、平成28年6月1日 沖縄県指令土第484号（変更）、平成29年5月31日 沖縄県指令土第443号（変更）、平成29年11月27日 沖縄県指令土第776号（変更）、令和元年6月12日 沖縄県指令土第444号（変更）、令和2年6月19日 沖縄県指令土第375号（変更）、令和3年11月5日 沖縄県指令土第712号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市大謝名五丁目116番、118番、558番、610番、632番、632番2及び586番1の一部（3工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 緑地、下水道及び防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 玉城康裕、宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市長 松川正則
- 5 検査済証番号 令和3年11月29日 第4766号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月26日

**正 誤**

令和3年11月30日付け公報定期第4988号掲載の「大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	下から16	辻田泰徳	辻田泰徳

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---